

まちスポ福岡東 会員規定

〔目的〕

第 1 条 地域課題の解決に取り組む個人または、グループが行う主体的な実践活動の支援及び交流を推進するため「まちスポ福岡東会員登録制度」を設ける。

〔登録申請〕

第 2 条 登録を希望する個人または、グループは、次に掲げる書類を添付し、まちスポ福岡東に提出すること。

- (1) まちスポ福岡東登録申請書
- (2) 団体の定款や規則など
- (3) まちスポ福岡東利用登録同意書
- (4) その他、パンフレットや団体案内など

〔登録要件〕

第 3 条 登録を希望する個人または、グループは、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 主たる活動場所が、まちスポ福岡東近隣地域であること
- (2) 活動を継続的に行っている、もしくは行う予定があること
- (3) 政治団体、宗教活動団体に類する活動でないこと
- (4) 暴力団に関わりのある団体でないこと

〔登録の可否〕

第 4 条 まちスポ福岡東は、個人または、グループからの登録の申請を受けた後、登録の可否について回答する。なお、可否の内容などについては一切の開示を行わないものとする。

第 5 条 年度は毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日とする。

第 6 条 年会費は、0 円とする。

〔更新手続き〕

第 7 条 引き続き登録継続を希望する場合は、年度末に更新手続きを行うこと。

〔登録の取消、抹消〕

第 8 条 登録者及び登録グループは、グループの解散等登録を取り消したい場合は、速やかにまちスポ福岡東へ申し出ること。また、登録者及び登録グループの行う活動内容が、第3条に掲げる登録要件を満たしていないと判断した場合は、登録を取り消すことがある。

〔登録内容の変更〕

第 9 条 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

〔その他〕

第 10 条 上記条文以外の事項が発生したときは、まちスポ福岡東において別途協議する。

附則 本規定は 2018 年 11 月 30 日をもって施行する。